

知多半田駅前泉線道路空間活用実証実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

半田市では、中心市街地活性化を推進するため、令和6年度に「半田市中心市街地活性化基本計画」を策定している。また、令和9～10年度に知多半田駅前広場改修を予定しており、令和6年度に「知多半田駅前広場改修基本構想」、令和7年度に「知多半田駅前広場改修基本設計」を策定している。

本業務はこれらの内容を踏まえつつ、都市計画道路泉線の歩道空間を活用し滞在性を高めることで、駅前における人の滞留の変化の比較検討や効果を検証することを目的として実施する。

なお、実施にあたっては、高度な知識や構想力及び経験を有した事業者の提案を求めることにより、当該業務に最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下、優先交渉権者という）は本市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

知多半田駅前泉線道路空間活用実証実験業務委託

(2) 業務内容

別紙「知多半田駅前泉線道路空間活用実証実験業務委託 仕様書」のとおり

(3) 事業の場所

知多半田駅前周辺（都市計画道路泉線を含む）

(4) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日（令和8年10月2日想定）から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

7,117,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※見積書には税抜きの金額を記載すること。

3. 担当部局

半田市市民経済部商工企業立地課（商工担当）

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電 話：0569-84-0634（直通） 電子メール：shoko@city.handa.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.handa.lg.jp/>

4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たした事業者とする。

- (1) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、地方自治体発注の道路空間等の活用に関する実証実験又はまちづくり業務の実績を有すること。
- (2) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

5. スケジュール（予定）

公募開始	令和8年8月19日(水)
質問の受付期間	令和8年8月19日(水)～8月26日(水)17時まで
質問の回答公表	令和8年8月31日(月)まで
参加表明書等の提出期限	令和8年9月2日(水)17時まで
参加資格要件確認結果の通知	令和8年9月7日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年9月16日(水)17時まで
審査	令和8年9月25日（金）まで
審査結果の通知・公表	令和8年9月28日(月)まで
契約の締結	令和8年10月1日(木)
委託期間	令和8年10月2日(金)～令和9年3月31日(水)

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

6. 提案募集の手続き

(1) 実施要領の配布

以下を本市ホームページにて配布する

- 仕様書
- 実施要領
- 提出書類様式一式

(2) プロポーザル参加表明書等の提出について

①提出書類

ア. プロポーザル参加表明書（様式1）

イ. 事業者の概要（様式2）

ウ. 参加資格要件に関する誓約書（様式3）

②提出部数：各1部

③提出方法：持参、郵送又は電子メールにて提出すること。（期限内必着）

※メールの場合は送付した旨を電話等で連絡すること

④提出先：

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市役所3階 商工企業立地課商工担当

電子メール：shoko@city.handa.lg.jp

⑤提出期限：令和8年9月2日(水) 17時まで

⑥備考：プロポーザル参加表明書等の提出日時点で令和8・9年度半田市入札参加資格の登録がない者は、申請手続きを済ませ、以下の納税証明書を追加で提出すること。

▽令和8・9年度入札参加資格申請【随時受付】

<https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003659/1010543.html>

ア 法人にあっては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3））、個人にあっては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の2））

イ 契約営業所所在地の県税事務所及び市役所が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

(3) 実施要領等に対する質問受付・回答について

①質問方法・提出先

電子メール 宛先（shoko@city.handa.lg.jp）

※質問は、質問書（様式4）を使用し、電子メールで行うこと

※メール送信後に送付した旨を電話等で連絡すること

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない

②受付期間：令和8年8月19日(水)から8月26日(水)17時まで

③回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、市ホームページにて令和8年8月31日(月)までに公表する予定とする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) プロポーザルの参加決定

プロポーザル参加資格の有無を確認後、9月7日（月）までにその結果を「参加資格要件審査結果通知書（様式5）」により通知する。

(5) 提案書等の提出について

①提出書類等

ア. 提案書

提出する書類は、A3版・片面・4枚以内でまとめること（任意様式とし、事業概要のほか、評価基準に沿ってわかりやすく記載すること）。

イ. 参考見積書（業務内容の項目ごとの内訳も示すこと）

ウ. 提案書の開示に係る意向申出書（様式6）

②提出部数：提案書を6部、見積書及び提案書の開示に係る意向申出書を各1部提出すること。

③提出方法：郵送又は持参すること。併せて、提案書についてはメールでもデータを提出すること（宛先：shoko@city.handa.lg.jp）。

※送信後に商工企業立地課（0569-84-0634）へ電話し、メールの到着を確認すること。

④提出期限：令和8年9月16日（水）17時まで

7. 留意事項

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和61年半田市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

※個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。

(3) 提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8. 評価の手續及び受託候補者の決定

(1) 審査方法

提出された提案書等について、審査委員会において書面審査を行う。審査期間は令和8年9月25日（金）までとし、審査委員会において最も優れている提案者を受託候補者として決定し、契約締結に向けた手續を行う。

(2) 評価基準

以下のとおり

評価項目	評価の基準		配点
企画提案	企画内容の独創性	・ 提案内容に創意工夫があるか ・ 関連事業の実績やノウハウが活かされているか	30
	地域連携・波及効果	・ 地域関係者との連携が効果的に図られるか ・ 地域の活性化や波及効果が期待できるか	30
	実現可能性・有効性	・ 実施スケジュールが適切であるか ・ 事業の目的に合致し、有効であるか	30
その他	見積金額		10

(3) 受託候補者の決定

- ① 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ② 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。
- ④ 審査委員会各委員の持ち点（１００点）を合算した値（満点）の７割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として決定しない。

9. 評価結果に関する事項

審査結果は参加者全員に電子メールにて「プロポーザル審査結果通知書（様式７）」により通知する。また、市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

10. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限金額を超過している場合
- (4) 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- (6) その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

11. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 受託候補者が契約締結までに「4 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

12. その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の決定まで原則認めない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「4. プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。